提出する主張書面または資料の取扱いについて

　　年　月　日

滋賀県行政不服審査会

（氏名）

　このたび貴審査会に提出する主張書面または資料を、行政不服審査法第81条第３項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、またはその写し等を交付することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）